

教育長交際費支出基準

(1) 祝儀

各種団体等（官公庁及び市が補助金等を交付している団体を除く。）が行う式典に来賓として出席する場合の祝い金として支出し、1万円を支出限度額とします。

(2) 会費

各種団体が行う会合に構成員又は来賓として出席する場合の懇親会費として支出し、金額が案内文に等に明記されている場合はその額とし、明記されていない場合は1万円を支出限度とします。

(3) 香典

市教育行政関係者（地元選出の国会議員、県議会議員及び市議会議員、市行政委員会委員、市常勤特別職、近隣・関係地方公共団体の長及び常勤特別職、市非常勤特別職、市が所属する一部事務組合議員、公共性のある団体の長その他教育長が認めたもの（一部、前職及び現職を含む。）並びにそれぞれの者の親族）への香典として支出し、1万円を支出限度額とします。

(4) 生花

市教育行政関係者（地元選出の国会議員、県議会議員及び市議会議員、市行政委員会委員、市常勤特別職、近隣・関係地方公共団体の長その他教育長が認めた者（現職に限る。））への生花として支出し、実費相当額とします。

(5) 見舞金

市教育行政関係者の傷病、災害等に対する見舞金として支出し、1万円を支出限度額とします。

(6) 土産品

来客又は訪問先などへの土産品（教育行政運営上、必要と認められた場合に限る。）として支出し、実費相当額とします。

(7) 激励金

本市の公益性を高める団体又は、個人を激励する激励金として支出し、1万円を支出限度額とします。

(8) 賛助金

各種団体等が行う事業に対する賛助金（公益性があると認められる場合に限る。）として支出し、1万円を支出限度額とします。

(9) 寸志

自治会・町会等地域住民や私立の幼稚園等が主催する夏祭りや運動会等の行事に来賓として出席する場合で、会費が示されない飲食等実費相当額について支出し、5千円を支出限度額とします。

(10) その他

上記基準のほか、教育行政の運営上、教育長が特に必要と認める場合、社会通念上妥当と認められる範囲内の額とします。